第6回中央委員会

たたかう14春闘 確立する!!

全国港湾は、一月二十九日（水）から三十日（木）にかけて第六回中央委員会を豊橋市「日港福シーパレス」に於いて、中央委員、オブザーバーを含め二百三十一名出席のもと開催した。委員会は、議長に岡部正弘（日港労連）井上毅（全倉連）の両中央委員を選出し、第一号議案（一三秋年末闘争の主な取り組み経過）、第二号議案（一四春闘方針）および一四春闘要求案を審議し、すべての議案について満場一致で採択した。

はじめに、資格審査報告で成立を確認し、中央執行委員会を代表して挨拶に立った糸谷委員長は「全国港湾は一定程度前進した課題もあるが、なかなか前進しない継続した課題もある。

今春闘の特徴は、賃上げである。今年は消費税増税分三%アップ、ベア二%、社会保険料の引き上げや何かを入れれば、一〇%以上賃金を引き上げなければ生活が下がる。賃金を引き上げるには、料金を上げなければならない。労働者が料金引き上げの背景を作らなければならない。私達の要求を通すためには、港を止める決意がなければならない。要求を実現するため、なお行動に取り組む決意を固める委員会となることをお願いする」などと述べた。

引き続き、玉田書記長は「先ほど委員長が、個々の課題を含めてたたかう決意を述べた。ほぼ中央委員会の提案の中身と思う。あらためて提案し細かな審議をお願いする事によって、更に決意が深められるよう提案する」などと述べ、議案の提案を行った。

質疑応答では、賃金を含めた労働条件引き上げ、職場の安全・福利厚生の充実など多岐にわたり熱心な議論が展開された。また、各単組の一四春闘の取り組みなどの報告と、決意表明を行った。

その後、糸谷委員長の総括答弁を受け、中央執行委員会提出の議案の採択を行い、満場一致で確認された。

一四春闘のたたかいの進め方として、二月四日の中央港湾団交を皮切りに戦術委員会、中央闘争委員会を設置し、例年よりテンポを速め行動していく。二月十七日から二十八日を地区統一行動循環とし港頭地区宣伝行動、産別協定・法令順守キャンペーン行動および行政交渉、地区港運協会交渉などを取り組む。三月五日から六日に中央統一行動を設定し、単組・地区港湾を動員して二〇〇名規模で取り組む。三月末までに三島川之江港の指定港化を決断させる行動を組織する。

また、ストライキ権確認については二月末までに各単組確認投票を行い、中央執行委員会に移譲する手続きを終える。第一次春闘カンパについては、組合員一人当たり五〇〇円とすることを確認した。

委員会の最後は、糸谷委員長の「団結ガンバロー」で盛会裏に締めくくった。

糸谷委員長あいさつ（要旨）

全国港湾中央執行委員会を代表して第六回中央委員会の出席している皆様に今年の春闘の運動方針を披露して挨拶に替えさせて頂きます。日頃は全国港湾の運動を全国北から南まで全ての港・地域において実践頂いている皆様に熱く感謝申し上げます。

全国港湾ではなかなか解決しない問題が多くありますが、私が問題としている一つ目は三島川之江港の指定港問題。二つ目は港労法の全国適用、全職種適用問題。三つ目は地区団交権問題。以上三点は産別制度として前進させる覚悟を皆様と持ちたいと考えております。

今年の特徴的なことは賃金です。消費税増税や社会保険料・健康保険料・厚生年金等の引上げ分を合わせれば一〇%くらいの賃上げをしなければ生活水準は引下げなければならない、生活向上は望めないということになります。また、私たちの賃金は料金で担保されておりますが、料金を引上げなければならない、業界にその決断を促している。二〇〇〇年に認可制が外されて以来、届け出するかのようにベアを容認する発言もあります。

今日、第一号議案、第二号議案、あるいは要求方針を皆様に提案させて頂いております。この中身について皆様に論議頂き、最後はこれを実現する為の行動をどう取組むかです。

このタイミングで消費税増税、政権も賃上げやむなしというところに来ている。世間もそれに迎合するかのようにベアを容認する発言もあります。

今日、第一号議案、第二号議案、あるいは要求方針を皆様に提案させて頂いております。この中身について皆様に論議頂き、最後はこれを実現する為の行動をどう取組むかです。

勿論、私は皆様の先頭に立って業界に申し上げる、行政に申し上げる、社会に訴える、その先頭に立って粉骨砕身行動することはここでお約束するが、皆様も私と共に立ち上がり、二〇年間一万円の賃上げも見たことも無いこの状況を転換させる為の行動に取組む決意を固めて頂きますことをお願いしまして、中央執行委員会を代表して挨拶とさせて頂きます。是非とも宜しくお願い申し上げます。

中央委員の発言から

川崎港湾　縫部中央委員

違法雇用の摘発について、「企業常用を使う」原則があるが、難しいのではと思う。なぜなら某企業が関連の免許を申請し、それが受理され、港湾倉庫で沿岸作業をやっていた。

その企業の関係者から料金を聞くと、一万二千円貰って労働者には一万円を払っている。それを企業常用に置き換えた場合、一日あたり四~五万円以上かかる。そのことにより十条派遣で処理して、日雇いが多くなる。解決するのであれば、港労法付加金を利用して、安定センターの労働者を復活させるしか解決策はないと思う。

また、この件で悪いのは国交省だ。横浜港では関連が四十七社位だったのが、事業法が変わってから百二十七社位まで増えた。新規参入の余地がないのに、増えた七十社は港湾倉庫の中でインチキ派遣としてやっていることが多い。

国交省は今までは書類だけで許可していたが、実態を見て許可をするという見解に変わった。今まで増えた分はどうするのか聞いたとは言いませんが、相当な金額になる中で業はそれを手当できるのか、それには私たちが背景を作って、この要求が通らなければ港は止まるという状況を作るしか無い。今か、行動に対する決意を

検数労連　飯島中央委員

海上コンテナ安全輸送の法案成立に向けた取り組みについて、全国港湾として過去二回、法案成立に向け、取り組んできたが、いずれも廃案という結果になっている。しかしながら昨年六月に国交省が『安全輸送ガイドライン・マニュアル』を作成し、八月一日から運用している。

全国港湾として、国交省が作成したこのガイドラインについて、どう見ているのか。また、法制化にむけどのように運動を展開していくのか教えてほしい。

賃上げについて、一三春闘では『適正料金の収受』の回答を大筋合意のまま保留し、個別賃上げの結果で検証するたたかいを取り組む『検証闘争』の取り組みの結果、一三春闘での検数の賃上げも一定の港湾相場を確保することができた。

全港湾　谷口中央委員

検数の標準者賃金について、全日検のみ到達できていないが『一四春闘までに到達させる』と会社は明言してきている。

昨年十二月、賃金労働時間問題専門委員会で会社から回答を受けて、住宅手当が基準内から外れているという事について、全国港湾として、原則として家族手当と交通費以外は基準内とする事が一般的見解であり、それに努めるべきだとの追求をしている。

全日検において、基準内賃金は、本給・役職手当のみとなっている。また、各支部に提示された標準者手当という内容についても問題がある。この内容ついては一部職員にしか該当者がいない。

指定事業体問題について、指定事業体とは港湾における検数・検定・鑑定業務についての労働者派遣事業の取扱いについて、当時の労働省に検数・検定労使の合意に基づき、労使協定をしたものだ。

協定の趣旨は、波動性に対応するために、協会が指定する事業体、下請け並びに関連事業者に所属する労働者を派遣すると言うもので、OBを使うという事でスタートさせたが、労使協定から十五年経過した現在、当時の労使協定の趣旨から大きく逸脱してきている。全国港湾として現状の認識の一致とともに、改善に向けての政策的な争議を取り組むよう要請する。

神戸港湾　高島中央委員

安全問題について、昨年十二月、神戸港においてタンクコンテナを四段積みから落下させてしまう事故がおきた。本件により、テナーが損傷を受け、暫定的にゲートオープンを八時から七時することを確認した。

しかしながら落下したコンテナの中身が危険品という事が判明し、一月二十二日に神戸港では地区労使協議を開催し、二度と起きないよう危険品コンテナの蔵置を安全な場所に確保することを要請するとともに、産別協定にある緊急時の連絡と対応を取るよう労使で確認している。今後は安心して働ける港を目指していくので、どうか全国港湾のご指導をお願いしたい。

石綿対策について、神戸港において常用労働者八名、日雇い労働者八名の調停が進んできていると聞いているが、弁護士は調停の経過並びに最終的な結果を公表してくれるなと言っていると聞いている。

これまで日港協・全国港湾はお互いに努力して基金を作ってきた。今後の港湾労働者救済のために指針として一定の部分は表に出して当たり前の事だと思っている。

一方で国の責任もある。人体に影響があると言われ

日港労連　川戸中央委員

福利厚生分担金一円凍結問題について、日港協から一方的に福利分担金一円が凍結されてから、四回目の発言となる。

この間、色々な影響があったが、昨年度は港湾住宅の取り壊しなど様々な影響が出てきている。一三春闘では五〇%まで復活したが、今春闘で完全復活が出来るよう、これまで以上に取り組みを強化してもらうようお願いしたい。

【3頁へ続く】